

原価改善提案に関する特約条項

甲及び乙は、原価改善提案に関し、次の特約条項を定める。

(原価改善提案の趣旨及び範囲)

第 1 条 原価改善提案とは、乙の有する技術又は製造ノウハウを活用することにより、この契約に付属する仕様書等が定める機能及び性能を低下させることなく調達価格の低減を可能とする提案をいい、乙は、この契約の履行期間中に、この特約条項に基づき原価改善提案を行うことができるものとする。

2 この契約の対象となる原価改善提案は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 乙の経費削減による調達価格の低減が可能なものであること。
- (2) 仕様書等に定める機能及び性能を低下させるものではないこと。
- (3) 使用材料、工作方法等の変更に係る提案であって、乙又は丙が有する技術又は製造ノウハウが活用されているものであること。
- (4) 提案前と提案後の相違を明確にすることができるものであること。
- (5) 提案に係る装備品等の整備、補給に特段の支障が生じないものであること。
- (6) 製造原価として扱うことが甲乙双方で合意されているものに関するものであること。
- (7) 原則として納期の変更が必要ないものであること。

(原価改善提案書の提出及び審査)

第 2 条 乙は、前条の原価改善提案を行う場合には、原価改善提案書に、次に掲げる資料を添付して、当該原価改善提案に係る変更に着手するまでに、甲に提出しなければならない。

- (1) 低減額及びその算出根拠を示す資料
- (2) 仕様書等に定める機能及び性能を低下させるものではないことを示す資料
- (3) 乙又は丙において計画された原価改善活動に係る活動内容を示す資料
- (4) 変更前及び変更後の状態の相違を示す資料
- (5) 原価改善提案を行うまでの乙又は丙の活動状況等を示す資料
- (6) 可能な範囲で、原価改善提案に係る装備品等の整備、補給に与える影響を示す資料

2 甲は、乙が提出した原価改善提案書に不備がある場合には、乙がその不備を補正した後に受理する。

3 甲は、乙の提出した原価改善提案書を受理した場合には、原則として 30 日以内にその内容につき審査を行い採否を決定するものとし、決定の予定時期を

乙に通知する。ただし、甲が、当該審査において部外の有識者に意見を聴取するために時間を要する場合等においては、30日以内とあるのは45日以内とすることができる。

- 4 前項の規定にかかわらず、甲は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間（同項ただし書に規定する期間を含む。）を延長することができる。この場合において、甲は、乙に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面で通知する。
- 5 甲は、提案内容を審査の上、乙の原価改善提案を採用する旨を決定した場合には、その旨を乙に書面で通知する。この場合において、乙が原価改善提案に係る契約の契約金額の変更を希望するときは、速やかに変更契約を締結する。ただし、乙が提案採用後も確認試験等を行う必要があるため確認試験等の実施後に変更契約の締結を希望する場合には、後日契約金額を変更する旨の確認書を甲乙間で取り交わす。
- 6 甲は、乙が前項の確認書に基づき甲に変更契約の締結を求めた場合には、変更契約を締結しなければならない。
- 7 前2項の場合において、確認試験その他原価改善提案に係る必要経費（乙が原価を把握できる経費であって、甲が原価監査又は原価調査を行ったものに限る。以下同じ。）がある場合には、甲が当該必要経費の範囲及びその金額を確定した後に、変更契約を締結する。
- 8 甲は、必要経費の確定後において、乙が正当な理由なく変更契約の締結を求めない場合には、原価改善提案の採用を取り消すことができる。
- 9 乙は、第5項の規定により採用された原価改善提案の取り下げを申し出ることができる。ただし、第7項の規定により既に契約金額が変更されている場合においては、変更後の契約金額を更に変更することはできない（ただし、原価改善提案に係る変更に限る。）。
- 10 甲は、提案内容を審査の上、乙の原価改善提案を不採用とする旨を決定した場合には、その旨を理由を付して乙に書面で通知する。

（原価改善提案料の計上及び処理）

- 第3条 甲は、乙の原価改善提案を採用する旨を決定した日（以下「採用日」という。）以降5年間、当該原価改善提案に係る装備品及び役務につき乙と変更契約を含む契約を締結する場合において、乙の見積資料をもとに計算価格を計算するときは、原価改善提案料を計上する。
- 2 甲は、採用日から5年を経過した原価改善提案を無償で使用することができる。ただし工業所有権、著作権その他の排他的権利により構成される原価改善提案については、この限りではない。
 - 3 第1項の原価改善提案料の総額は、採用日以降5年間における原価改善提案の実施によって低減が可能な金額（乙の見積もった金額をもとに、甲が算定したものに限る。以下「低減額」という。）の総額（以下「総低減額」という。）の見込額の50%相当額とするものとし、必要経費がある場合には、原価改善

提案料を計上する最初の年度の契約においてのみ、低減額から必要経費を控除した金額の範囲内で原価改善提案料を計上するものとする。ただし、必要経費が低減額を上回る場合には、当該必要経費は低減額と同額とみなして取り扱う。

4 原価改善提案料の算定は、以下のとおり行うものとする。

原価改善提案料＝低減額×比率

5 甲は、乙の求めに応じ、総低減額の見込額の50%相当額の範囲内で、前項の比率を90%を上限として、原則10%単位の任意の率に設定することができる。ただし、乙からの求めがない場合には同項の比率は50%とする。

6 甲は、第1項の採用日以降5年間の契約における原価改善提案に伴い減少する利益相当額については、原価改善提案料に計上するものとする。ただし当該利益相当額が、当該契約の種類等にかかわらず、乙に適用される利益率の範囲により計算される利益額から原価改善提案の採用決定後の当該契約の利益額を減じた額（この項において「上限額」という。）を上回る場合には、当該利益相当額を当該上限額とする。

7 第3項から第5項の場合において、原価改善提案料及び必要経費の算定をするときは、その金額及び処理方法につき甲乙で協議する。ただし、協議が整わない場合には、甲が適当と認める金額及び処理方法とする。

8 第1項の規定は、甲が原価改善提案料が計上される5年間における乙との契約の締結を保証するものではない。

（仕様書等の変更の取下げ）

第4条 乙は、乙の原価改善提案により仕様書等が変更された場合において、後日、当該原価改善提案の内容が変更後の仕様書等に定める機能及び性能を満たすことができないと判断するとき、又はその他の理由があるときは、甲に、当初の仕様書等に戻すことを申し出ることができる。

2 甲は、前項の申し出があった場合には、変更後の仕様書等を当初の仕様書等に戻すために必要な措置を講ずる。

（原価改善提案料の取扱い）

第5条 この契約に、代金の中途確定に関する特約条項、契約履行後における代金の確定に関する特約条項、超過利益の返納に関する特約条項又は役務請負契約の代金の確定等に関する特約条項が付されている場合には、確定計算価格、実績価格又は超過利益の計算にあたっては、第3条第1項の原価改善提案料は既に確定しているものとみなして取り扱う。

（虚偽の資料提出に対する違約金）

第6条 乙は、乙が故意又は重過失により虚偽の資料を提出又は提示して原価改善提案料の計上を認められた場合には、既に計上された全ての原価改善提案料の2倍の額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の支払は、甲の損害賠償権及び不当利得返還請求権の存否及び

範囲に影響を及ぼさない。

(原価改善提案料の返納)

第7条 甲は、乙が原価改善提案の内容を実施できない場合、乙が前条の規定により違約金を支払う場合その他乙がすでに計上された全ての原価改善提案料を返納する必要がある場合には、期限を指定して当該原価改善提案料相当額の返納を乙に請求する。

2 甲は、原則として、既に計上された全ての原価改善提案料の総額が、採用日以降5年間の乙との原価改善提案料に係る契約における低減額の総額の50%相当額を超えることが明らかになった場合、速やかに当該超過額を乙に請求する。ただし、甲の責めに帰すべき理由により、当該超過額が生じた場合は、この限りではない。

3 乙が期限までに前2項の規定により返納すべき金額を甲に返納しない場合の利息遅延については、契約条項の延納金の遅延利息に関する規定を準用する。

(原価改善提案の保護)

第8条 甲は、この特約条項に基づく原価改善提案について、乙の事前の同意なしに第三者にその内容を開示し、又は使用させてはならない。

(原価改善提案の報告)

第9条 乙は、第2条第5項の規定により採用された原価改善提案について、採用日以後の各年度末までに当該実施状況について甲に報告するものとする。

2 前項の報告に当たり、乙は、第5条の規定により既に確定しているものとみなして取り扱うものとされたものについては原価に係る報告は行う必要はない。ただし、第3条第1項の契約がすべて完了した後に、遅滞なく、すべての契約における原価に係る報告を甲に行うものとする。

(確認試験の実施)

第10条 乙は、原価改善提案の採用に伴い確認試験が実施される場合には、確認試験実施要領書を作成し、甲に提出しなければならない。

2 甲は、乙の実施する確認試験に、甲の職員を立ち合わせることができるものとする。

3 乙は、確認試験終了後、速やかに、確認試験成果報告書を甲に提出しなければならない。

(以上)